

全品目戸別収集の試行について！

日頃から、藤沢市の環境行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

本市では、高齢化の進展による資源の排出負担や、自治会・町内会等による道路上等にある集積所の維持管理負担などから「その他資源」の段ボール、新聞・折込広告、飲料用紙パック、古布類の4品目についても戸別収集を望まれる声を多くいただきました。

そのため、令和7年4月から御所見地区の宮原自治会において、道路上等にある「その他資源集積所」を廃止し、残る4品目についても戸別収集とした「全品目戸別収集」の試行を実施しました。

令和8年度以降も順次試行区域を拡大し、令和10年度から市内全域での本格実施を目指して進めております。



【全品目戸別収集の試行内容】

①令和8年度実施期間：令和8年4月～令和9年3月まで（試行状況によって期間延長もあります。）

②令和8年度実施区域：次の対象5地区の自治会・町内会および住所にお住いの方

御所見 地区	自治会名	宮原自治会							
	住所	宮原	1087～2904・3241～3247	3285～3327・3344～3518・3531					
湘南台 地区	自治会名	仲原自治会							
	住所	亀井野	460～463	465・466・468・498・499	9番	10番6・10	11番1・5～11	12番1・10・11・14・15	
		湘南台	1丁目	14番～18番	19番1～3・5～7・10	20番1～3	21番～42番		
		天嶽院下自治会・渡内あけぼの町内会・赤坂下自治会							
村岡 地区	住所	大鋸	1丁目	14番6(赤坂下自治会の方)・19～27	15番1・2・5～7・9・22～25・30・31・33・34				
		藤が岡	3丁目	1番1～3					
		弥勒寺	3丁目	1番6・7・16・19～21	2番～4番	5番2～25	6番3～25	7番	
			9番6～16	10番	14番7～12	15番	18番2～5・13	19番～30番	
		4丁目	1番～7番	8番1～15	9番～24番	25番1～7・25	26番1～4・11～13・15	27番1・2・11	
		渡内	1丁目	1番					
		辻堂西海岸町内会							
辻堂 地区	住所	辻堂	3丁目	3番19・20・22	4番6(辻堂西海岸町内会の方)・7・18～35・37・40・41・43・44				
				5～6番	7番1～3・5・6	14番	15番16・17・20・22	16番～21番	
		6丁目	1番10～19・21～23・25・27～31・33～35		8番	9番	10番38・41・43・45・46		
			17番8・9・14～20		18番～19番	20番9～13	21番26～29・31～34・36・37	22番～27番	
		辻堂西海岸	2丁目	14番					
		小糸南自治会・台谷町内会・表郷町内会							
湘南 大庭 地区	住所	大庭	803	1803-4・5・7・1804-1	1824～1881	2162～2410・2428	5001・5003・5004		
			5005-1・5005-7～19	5006～5020	5083～5095・5097～5102	5103-1・2・12・5108-3～19			
			5109～5117	5118-1・3～8	5144	5220～5223	6536		

【お問い合わせ先】 藤沢市 環境事業センター 電話:0466-87-3912 FAX:0466-87-9779
アドレス:fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

*本事業は令和8年度予算の議決後に実施する事業です。

③対象品目：「その他資源」段ボール、新聞・折込広告、飲料用紙パック、古布類の4品目

- * この変更に伴い「本・雑がみ」と「段ボール」の収集日も変更になります。
- * 各品目をヒモでしばって排出ください。

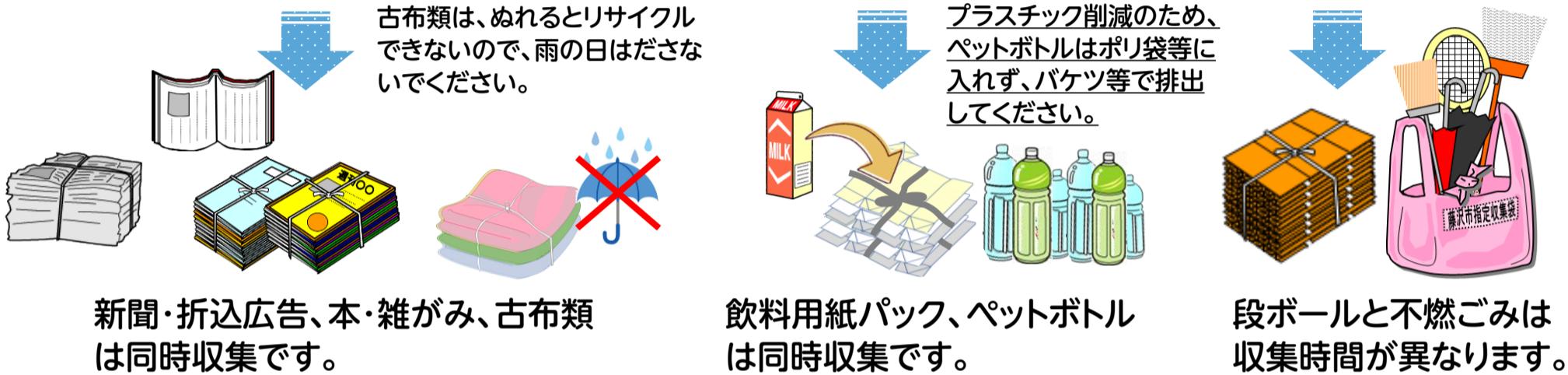
ご注意！
収集日が変わります。

④排出場所：戸別収集（原則収集日の朝8時までに排出ください）

- * 戸別収集の詳細については、区域別収集日程カレンダーの「戸別収集について」を参照

⑤収集日：収集日程については、次ページ以降の「全品目戸別収集区域専用カレンダー」を参照

収集品目	新聞・折込広告、本・雑がみ、古布類	飲料用紙パック	段ボール
収集日	その他資源	ペットボトルと同じ日	不燃ごみと同じ日



全品目戸別収集の試行に伴い収集日程が変更になります！

- 全品目戸別収集の試行対象自治会・町内会およびその区域内にお住いの方は、上記記載のとおり「本・雑がみ」、「飲料用紙パック」、「段ボール」について、収集日が変更になります。

収集日は、次ページ以降の「全品目戸別収集試行区域専用カレンダー」または、令和8年度の「区域別収集日程カレンダー」の16～19ページの全品目戸別収集試行区域のご案内および日程にて確認ください。



- 「全品目戸別収集の試行」ホームページと通常サイズのカレンダーのご案内
藤沢市の公式ホームページで「令和8年度 全品目戸別収集の試行について」と検索いただくと試行収集のご案内と試行区域専用の通常サイズのカレンダーもございます。



ホームページ
二次元バーコード

●「藤沢市ごみ分別アプリ」について

藤沢市ごみ分別アプリを開き、右上三本線をクリック、「設定」→「初期設定」→「言語の選択」→「自治会・町内会」→「(例)宮原」を設定いただくと「全品目戸別収集の対象区域」専用カレンダーが設定できます。

ただし、実施開始が令和8年4月からとなるため、設定は4月1日以降にお願いします。

また、既にアプリをご利用の方もご自身で、4月1日以降に再設定をお願いします。

なお、「全品目戸別収集の対象区域」が表示されない場合は、アプリのアップデートをお願いします。

* Androidの方はPlayストア、iPhoneの方はApp Storeで「藤沢市ごみ分別アプリ」と検索してください。



Android用 二次元バーコード



iPhone用 二次元バーコード